審査項目		審査所見【要改善事項】	自己説明2022	自己説明2021
4	するとともに その達成に向けた具体的な方策を講じること 【審査基準】	たしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。なお、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>においては、外部理事について、「弁護士、会計士等の専門家、学識経験者等のガバナンスやコンプライアンスに精通した外部理事」の任用を推奨していることからも、これらの人材の任用を検討すべきと指摘する。したがって、当該審査項目の遵守に向けた具体的な方策を明らかにしたうえで、2023年6	・外部理事の割合は、40%で目標割合(25%)に達している。(8名/20名)	
7	[原則2]適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 (2)理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること 【審査基準】 (1)理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っている。	性の確保が図られていないという状況(各理事の業務執行を適切に監視することが	営者等、様々な知識を有している者で構成され、令和3年度においては、理事会を定	組織運営における役員の体制については、事業の計画及び実施等を考慮し、適正な
26	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである (2)財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること 【審査基準】 (1)経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 (2)各種法人法(一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等)、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 (3)各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	月末日までの改善が望まれる。 具体的な業務運営の妥当性に関する監査が可能な限り積極的に実施されていない という状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要	【審査基準(1)について】 ・公正な会計原則を遵守するために財務・経理に関する会計処理規程を制定しているが、それに沿った業務運営となるように、現在の事務処理について洗い出しと見直しを行い、日々の処理及び月次処理について改善出来るものについては令和4年12月分から、年度単位のものは令和5年4月から実施する。また、大幅に見直しが必要となる財務・経理改革については推進プロジェクトの定例会を2か月に1度程度行い、令和6年度からの経理システムの機能アップを目指す。 【審査基準(2)について】・財団法人化された時から監査法人、公認会計士、社会保険労務士と契約を行い、また監事を設置している。監事については、令和3年6月から専門性を有するNPO法人の現職理事長、高等学校の現職事務長及び市体育協会事務局長経験者の合計3名を配置している。監事については、改選時に役員等選出委員会により適性を持った方が推薦され評議員会で選出される。次回の改選は令和5年6月となる。【審査基準(3)について】・具体的な業務運営に関する監査も実施し、監査報告書を作成している。・令和4年12月からは、監事会を四半期ごとに開催し、財務諸表の他、予算執行及び出納処理について監査を行う。・令和4年12月からは、紫務監査の一環として本部長会議にも同席し理事の職権濫用行為、法令の規定違反、公益目的に反するような行為等について監査を行う。	財務・経理の処理に関する規程を制定し、公正な会計原則を遵守している。監事は専門性を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を実施している。
27	[原則6]法務、会計等の体制を構築すべきである (3)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン 等を遵守すること 【審査基準】 (1)国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン 等を遵守している。	国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を 遵守できていないと疑われる状況は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきた しかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したがって、自己説明に記載の対 策を計画通り進めて行き、2023年6月末日までの改善が望まれる。	・毎年度、JOCへ「選手強化NF事業補助金」の申請、令和4年度においては、日本ス	国や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、国や助成元における 監査を受けている。 また、倫理規程において補助金・助成金の処理に関する不正を禁じている。
33	[原則9]通報制度を構築すべきである (1) 通報制度を構築すべきである (1) 通報制度を設けること 【審査基準】 (1)通報窓口について、ウェブサイト、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。 (2)通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 (3)通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。 (4)通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 (5)研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。	して指摘する。通報制度については、2022年9月13付報告書の内容をふまえ、審査書式の内容と通報制度の実態が合致しているかについても検討が必要と指摘する。したがって、当該審査項目の遵守に向けた具体的な方策を明らかにしたうえで、2023年6月末日までの改善が望まれる。	・通報窓口運用規程において、本会強化指定選手、本会が委嘱する強化スタッフ、本	現状として内部の違反行為、またこれに関連する違反行為に対する明確な通報のしくみ(マニュアル)がないため、これを設け、自浄作用の強化を図る。(目標:2022/6) 設置した通報窓口は関係者に周知し、広く運用を定着させる。また、この運用にあたっては、守秘義務の徹底により情報を管理し、相談者に対する不利益が生じないよう配慮する。 設置に時間がかかりそうな場合は、統括団体の相談窓口やJSCの第三者相談・調査制度相談窓口を促す。

35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである (1)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容 及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること [審査基準] (1)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている。 (2)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 (3)処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞(意見聴取)の機会を設けることを規程等に定めている。 (4)処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。	に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項として指摘する。したかって、当該番査項目の遵守に向けた具体的な方策を明らかにしたうえで、2023年6月末日までの改善が望まれる。	・倫理規程において、役職員が倫理規程に違反した場合の調査等の手続きを定めている。また、役員については定款において、職員については、就業規則において、更に、司法機関組織運営規程、登録者等懲罰規程において処分に関することを定めている。なお、役員等懲罰規程について、令和5年3月のまでの制定を目指す。 【審査基準(2)について】 ・評議員会等において、説明するとともに、当協会のホームページに掲載し、周知している。 【審査基準(3)について】 ・登録者等懲罰規程第14条にて、定めている。 【審査基準(4)について】 ・登録者等懲罰規程第17条において、定めている。	現行の「懲戒処分基準」を禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続きをより具体的に含めた「懲罰規程」に見直す。(目標:2022/3)
40	[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 (2)不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 【審査基準】 (1)不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築し対応している。	について検討するための調査体制を速やかに構築して対応していないという状況 (不祥事が発生した際に速やかに適切な調査を実施することができなかったこと) は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善事項と して指摘する。なお、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>において	【審査基準 (1) について】 ・弁護士、社会保険労務士を含む倫理・コンプライアンス委員会が倫理規程に基づき対応している。 ・令和3年10月にJOC等に出された申出書(内容は、①元職員による金員の横領事案、②補助金の不正受給)に基づきJOCからの調査通達を受け、令和4年4月に第3者委員会を設置し、その件について調査がなされ、9月13日に報告書を受理した。	現行の調査体制としては倫理委員会が組織されているが、司法機関組織の見直し後は、二審制の組織において担当する。(目標:2022/3)
41	[原則12]危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 (3)危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 【審査基準】 (1)危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成している。	不祥事が発生した場合に速やかに独立性・中立性・専門性を有する外部有識者による外部調査委員会を設定することができていないという状況(不祥事が発生した際に速やかに適切な外部有識者による調査を実施することができなかったこと)は、近い将来、当該団体の組織運営に支障をきたしかねないと判断し、要改善項として指摘する。したがって、当該審査項目の遵守に向けた具体的な方策を明らかにしたうえで、2023年6月末日までの改善が望まれる。	・令和4年4月に設置された第三者委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部	現状として、倫理委員会委員は弁護士・学識経験者が配置され、中立性及び専門性を有する者で構成している。司法機関組織の見直しを行っても同様とする。